○うきは市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

令和８年８月10日
うきは市教育委員会告示第８号

（趣旨）

第１条　この告示は、うきは市立図書館（以下「図書館」という。）において雑誌スポンサーに情報発信の場を提供するとともに、図書資料購入のための財源を確保し図書館サービスの充実を図ることを目的とするうきは市立図書館雑誌スポンサー制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　雑誌スポンサー制度　雑誌スポンサーが市へ提供する雑誌の最新号のカバー及び雑誌架に広告を掲載し、図書館の利用者の閲覧に供する制度をいう。

(2)　雑誌スポンサー　雑誌スポンサー制度を利用し、広告を掲載する民間事業者等をいう。

（対象者）

第３条　雑誌スポンサーとなることができる者は、個人の事業者、企業及び団体、その他うきは市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適当と認める者とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、雑誌スポンサーの対象としない。この場合において、広告掲載中であっても同様とする。

(1)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を営む者若しくはこれらに類する者

(2)　民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更正手続中の者

(3)　うきは市税条例（平成17年うきは市条例第57号）第３条に規定する市税を滞納している者

(4)　市の入札参加資格において指名停止措置を受けている者

(5)　うきは市暴力団排除条例（平成22年うきは市条例第２号）第２条

に規定する暴力団員その他これに準ずるもの

(6)　前各号に掲げるもののほか、雑誌スポンサーとして適当と認められない者

（広告の内容）

第４条　広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、うきは市広告掲載要綱（令和３年うきは市告示第21号）第４条に該当する広告は掲載しない。また、広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

（広告掲載期間）

第５条　広告の掲載期間は、原則として４月１日から翌年の３月31日までの１年間とし、年度途中からの申込みにあっては、雑誌スポンサーに決定した月の翌月から当該月の属する年度末までとする。

２　広告の掲載期間満了の２月前までに、雑誌スポンサーから雑誌の提供中止届（様式第４号）の提出がない場合は、自動的に広告掲載期間を１年間延長するものとし、その後も同様とする。

（雑誌スポンサーの申込み）

第６条　雑誌スポンサーになろうとする者は、図書館が指定する雑誌のうちから提供しようとする雑誌を選定し、雑誌スポンサー申込書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申し込むものとする。

(1)　掲示しようとする広告の図案及び原稿

(2)　雑誌スポンサーになろうとする者の概要が分かる書類

２　雑誌スポンサーになろうとする者が、図書館指定以外の雑誌の提供を希望する場合は、教育委員会が図書館資料として適当と認めたものに限る。

３　その他雑誌スポンサーの募集に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（雑誌スポンサーの選定及び広告の内容確認）

第７条　教育委員会は、雑誌スポンサーを選定するとともに、広告掲載要綱に基づいて、広告ごとに具体的な広告内容を審査･確認し、その上で修正又は削除等が必要な場合は、雑誌スポンサーに依頼するものとする。

（雑誌スポンサーの決定等）

第８条　教育委員会は、雑誌スポンサー承諾（不承諾）通知書（様式第２号）により、申込者に通知するものとする。

（広告内容の変更）

第９条　雑誌スポンサーは、広告内容を変更する場合は、広告内容の変更届（様式第３号）を提出しなければならない。

（雑誌の提供中止の届出）

第10条　教育委員会は、雑誌スポンサーから雑誌の提供中止届（様式第４号）が提出されたとき及び雑誌スポンサーがうきは市広告掲載要綱第４条各号のいずれかに該当することが明らかとなったときは、雑誌スポンサー取消通知書（様式第５号）により、雑誌スポンサーに通知するものとする。

（その他）

第11条　この告示に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

［別紙参照］

様式第２号（第８条関係）

［別紙参照］

様式第３号（第９条関係）

［別紙参照］

様式第４号（第10条関係）

［別紙参照］

様式第５号（第10条関係）

［別紙参照］